

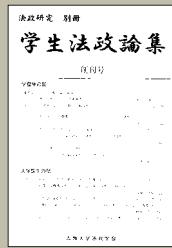
平成18年度卒業式



卒業生保護者のご厚意で今年初めて集合写真を撮りました。皆元気一杯です。



学生法政論集が刊行されました。



従来、学部生の論文発表の場として、ゼミ論集がありました。しかし、論文執筆のインセンティブを喚起するため、懸賞論文の募集を行いました。はじめてのことでしたが、大院生を含め13名から力作が寄せられ、厳正な審査の結果、法学部4年平良小百合さんの「法の支配」論の展開が優秀賞に選ばれました。学部卒業式で、直江法政学会会長から賞状と金一封が贈られました。



賞状を授与される平良小百合さん



手作りの祝賀会ポスター

Congratulations!



修士号授与式



法学府修了生記念撮影

卒業に当たって「感謝の言葉」

三角 啓介（法学部総代・衆議院事務局）

私は、このたび学生生活を終え、社会人となります。この4年間は常に暗中模索を続けていました。

その中でも最初の六本松での日々は、高校時代から周囲の環境が一変する中で、自分の学生生活の形が決まった時期でした。私の場合は、一般教養を学ぶ機会はここしかないと想いながら、幅広い科目を履修するというパターンになりましたが、それは箱崎に移ってからも変わりませんでした。一面から見ればつまらない生活にも思えますが、印象深く熱心に聴講した講義の数々は、楽しい思い出として心に浮かびます。

箱崎に移ってからは、法学・政治学という自らが選んだ学問領域の体系を勉強することと、進路の志望を決めて、実現へ向けての努力をすること、この二つが振り返ってみれば主な課題であったと思います。

前者については、講義科目的受講はもちろんですが、ゼミという場がその中心となりました。何らかの問題に着目し、それについて資料を集めて現状を認識し、それに対して自らの頭で考えて他の人に分かるように意見を発表し交換する。厳しい指導を受けつつも自由に考えることができるという学習環境にも恵まれ、多くのことを学べ、生涯学習であるという想いを持ちました。

後者の進路についても、恩師・友人の助言や支えがあってこそ、志望の決定や努力をすることができました。

この間、目標が明確でなくとも目の前の課題に手を抜かず取り組むことや、幅広い分野に興味を持ち続けることを意識して学習してきました。これらのことことができたのも、多くの先生方、職員の方々、友人、家族の支えのおかげと改めて感じます。そしてまた、そのような私を照らしてくれた「自由の学燈」の永久ならんことを祈って感謝の言葉をしたいと思います。ありがとうございました。

民間企業という選択肢

森元 慧一（三菱商事株式会社）

大学を卒業して数週間、気持ちはまだ学生ですが、毎朝スツ姿の自分を見ると社会人になったのだとあらためて思う今日この頃です。私は、ロースクール、大学院、公務員と色々な進路の選択肢がある中で、民間企業へ就職することを決めました。

私は最初法学部に入学したとき、法曹になりたいと思っていました。そんな折、LPセミナーに参加させていただいて、弁護士、検察官、裁判官の方に直接お話を聞く機会がありました。彼らの仕事は本当に大変で、とてもやりがいのある仕事

だと感じたことを覚えています。特に模擬裁判では、裁判官チームとして現場に足を運んだりして、実際の事件を審議しているような雰囲気を味わうことができました。

その後、法政基礎演習やゼミナールで先生方と親しくなるにつれて、先生方の豊富な海外での留学経験や、一つの分野のスペシャリストになろうと努力されている姿を見て、自分の将来の姿を徐々に考えはじめました。

私は一体何がやりたいのだろうか。では、今まで何をやってきたのだろうか。どんな時が一番満足感に満ちるだろうか。

私はそんなことを考えているときに、ちょうど法学部の部局間交換留学制度を知りました。この制度は大学全体の留学制度とは違って、法学部が独自に企画しているもので、メリットとしては海外の大学の「法学部」に留学でき、法学を勉強できるというところで、将来、法曹になるにしろ、大学で研究者になるにしろ、公務員になるにしろ、一度ゆっくりと一人で、それも海外で自分の人生を考えたいと思ったのです。

たしかに留学先アイスランドでの生活は思った以上に、何もかもすべて自分の力でやらなければならなくて大変なことでした。言葉も読めない、通じない、勝手が分からぬ、習慣も分からぬ。さらにいえば、法律書を英語で読み解するのも相当のエネルギーを使いました。しかし、そこで感じたことは、英語を通して十数カ国の人と接することで、こんな風に日本は思われているのだと、こういう所が自分には足りないなと今までとは違う自分の可能性に気づきました。

たしかに、就職した今でも弁護士など法曹という仕事にあこがれがあるのはたしかです。それに、法学部での教職の授業を通して、教師という仕事も将来的には一つの選択肢として考えています。しかし、法曹や教師など人に何かを伝えたり、考えたり、アドバイスをする立場になる前に、まずは“社会の仕組み”というものを肌で感じてみたいと思いました。そして、海外で仕事のできる、それも全世界的にビジネスをしている会社で業界的にも幅広く関係のある三菱商事株式会社に就職しました。

最後に、九州大学法学部ではあなたの望むことはほとんど全てかないます。法曹になりたい方は、LPセミナーに参加したり、先輩方にコンタクトをとるもよし、教授と共に一つの問題に対して深くどこまでもつきつめるのも良いでしょう。もし、その中でも民間企業に就職を考えている方、特に東京での就職を考えている方は新設された法学部のキャリアデザイン委員会を通じて、ぜひ私たちにコンタクトして下さい。重要なのはまずは自分から行動することです。皆さんにとって自分の納得いく進路が見つかりますように。



左：三角君、右：森元君

さようならいっそうのご活躍を

西村重雄先生(ローマ法)が定年退職されました。五十君教授の紹介にもあるように、最終ゼミは土曜日にもかかわらず多数のOBが駆けつけ、久しぶりの西村節を堪能していたようです。

なお、西村先生は福岡工業大学社会環境学部教授として引き続き教壇に立たれます。また、5月25日には市民向けに「今に生きるローマ法」を午後6時半から読売新聞西部本社において講演されます(申込必要)。

西村先生のほかにも、次の方々が異動されました。民法の河内宏教授が近畿大学へ、刑事訴訟法の大出良知教授が東京経済大学へ、知的財産法の熊谷健一教授が明治大学へ、労働法の中窪裕也教授が一橋大学へ、民事訴訟法の八田卓也助教授が神戸大学へ、ドイツ法のシュテファン・フォーグル助教授が立命館学園にそれぞれ転出されました。また、中国法のキヨウニンニン教授、国際法の韓相熙助教授がそれぞれ北京大学へ、安全保障論の上間正敦助教授が沖縄タイムズにお戻りになりました。本学にとっては、まことに残念ですが、これからのご活躍を期待します。西村重雄先生・河内 宏先生・大出良知先生には本学名誉教授の称号が授与されました。

「法学部における要件事実教育25年の反省」

西村 重雄

昭和57年4月着任以来、法学部3年及び4年生と共に、最高裁(ないし大審院)民事判例の学習を重ねて今日に至った。その勉強方法は、判決の基礎となったさまざま事実を各種資料により再現し、それを基礎として両当事者が主張し得た法的請求を再構成しようとするものである(拙稿、司法研修所論集79号254頁以下参照)。

当事者が直面していた事実を我々が考え直すことによって、従来殆ど論じられていない法律問題が浮かび上がる(立木に施した明認方法が雪の下2メートルに埋もれていた場合はどうなるのか、といった問題)のみならず、例えば、地方小都市での他人現住家屋売買において、登記簿記載のみを根拠とする、裁判所による買主善意推認に対する疑問を提起することとなる。

19世紀初頭に成立した三段論法による法適用モデルに対する疑問および日本型新訴訟物論の影響のもとで、学界においては、司法研修所教育の中で展開した要件事実整理教育に対して批判的立場が圧倒的であったと言えよう。しかし、国民主権国家の三権分立の建前を維持する限り、各請求権の要件事実の存否の判断という形での裁判以外にはあり得ないであろう。

各請求権の要件事実は、ローマ法以来の先人の、具体的な事案に対する解決の積み重ねの中から、とりわけ西欧近世におい

て抽象的法命題として結晶したものであるとすれば、要件事実による整理、判断は、先人の経験の追体験といえるのかも知れない。もし、新たな事態が生じたならば新たな規律が必要となり、それも試行錯誤の中、落ち着くべきところに落ち着くものと考えられる。

人間の認識が言語によって行われ、決して「完全」ではない、という前提に立つならば、理論によって現実を切り捨てるのを避けるべきであり、また同時に、世の中の「事実」の認定につき、常に謙虚でなければならぬことになろう。法律学は科学としては水準が低いように見えて、ローマ以来この人間認識の不完全性を前提として、処理を迫られた現実の問題に試行錯誤を重ねつつ答えてきた知恵の偉大な成果であるといえる。この点から、聖徳太子「十七条憲法」中の「共にこれ凡夫なるのみ」の文言は、とりわけ法律家に貴重な言葉であろう。



西村先生の「最終ゼミ」

五十君 麻里子

2007年3月17日に文系講義棟202教室において、長年本学で教育・研究に携わって来られた西村重雄先生の「最終ゼミ」が行われた。慣例通りの「最終講義」でないのは、先生の研究への御意欲が益々盛んで、「まだ分からんことだけや」とこれを固辞されたことによる。しかし、弟子の再三の説得に「ゼミなら」とお引き受け下さった次第である。実に、先生の教育上の功績を顧みると、その大きな柱の一本は、事実に徹底的にこだわった独自の「要件事実教育」を、ご自身の修習(第20期)の経験を生かし、その「私法ゼミ」において実践されたことである。このゼミから、法曹界をはじめとする各分野に多くの人材を輩出してこられた、西村先生の御退職にあたり「私法ゼミ」を母体として「最終ゼミ」を開催することは、大変意義深いことであった。

当日は、25年間のゼミ卒業生が50人ほど、遠くは東京から駆けつけて下さり、関係者、研究者の出席を合わせると60人以上のご出席を得て、予想外の盛況となった。西村ゼミでは、各自が「発言義務」を負担するとともに、六法を必ず携行するべきものとされていたため、「最終ゼミ」でもこれを模して、質疑の時間をとり、貸出用の六法も用意した。司会や案内役は現役ゼミ生が受け持ち、また、先生のご研究分野であるローマ法に触れる機会の少なかったゼミ卒業生のために、最重要史料である『学説彙纂』等を展示したが、これには大学院生が解説を付してくれるなど、各人が各人の感謝を形にし、心のこもった会になったと考えている。講演の最後には、西村先生から五十君へのフィレンツェ写本(『学説彙纂』の最も信頼の高い写本の写真版)の引継もあった。

引き続きファカルティークラブで開催された懇親会では、あらかじめメール等で募集していた「西村語録」とともに、ゼミ卒業生によって、それぞれの現役当時のエピソードが紹介された。いずれも先生のユニークなご発想とお人柄があらわれ、一同(ご本人以外は?)おおいに楽しんだところである。チンタオ(青島)からおいで下さったご子息のお話のあと、奥様に胡蝶蘭の鉢植、六十の手習いでお習字を始められた先生に「硬」と「軟」の筆を差し上げて、お開きとなった。

なお、先生の説得から当日の懇親会の司会まで、久留米大学法学部の上村一則先生の献身的なご努力なくしては、この会は実現しなかった。また貝塚地区学生、庶務各第三係および用度係長には、突然の無理を快く受け入れていただいた。事務部統合後も、事務と教員が一体となってはじめて一部局が成立することを改めて実感した。この場を借りて、ご出席下さったすべての皆様と、上記の方々に心より感謝申し上げたい。



フィレンツェ写本の引継

ありがとう、九大法学部

河内 宏

わたしは、大学、大学院を九大で過ごし、佐賀大学に就職したが、また九大に帰ってきた。九大法学部では本当にお世話になった。大学院時代は大学紛争のせいもあって、余り勉強せず、佐賀大学に就職してからも、講義をするのが精一杯だった。九大に帰って、原島先生の下で、もう一度大学院をやり直す機会を与えていただいた。先生の大学院のゼミで、院生と一緒に勉強した。院生の方がよくできるので、先生から、君は助教授なのだからもっとしっかりしなさい、マー恥ずかしがって逃げないところだけは立派だが、とよく言われた。また、あるときは、院生から助手になったばかりの人たちに、助手というのは教授を助ける人のはずだが、僕が助手を助けるのだからなー、しかしマー、助手という言葉は読みようによつては「たすけて」と読めるから、仕方ないか、とおっしゃっていた。わたしの場合は、助教授なのに、先生から助けていただくばかりだった。



同僚の人からも大変世話になった。特にローマ法の西村さんは、いろいろお世話になった。西村さんが、ミュンヘン大学のメディクス教授の「民法」の翻訳をしようと呼びかけられ、わたしや国際私法の河野さん、当時の院生が翻訳に参加した。この翻訳に参加したおかげで、ドイツ民法に関して大雑把な見取り図を作ることができた。日本民法の解釈の際にも、これが大変役立った。西村さんや河野さんは、ドイツから大勢の民法研究者を九大に招待し、研究会を開催し、通訳の労をとつてくださった。これも、ドイツ語音痴のわたしには大変勉強になった。原島先生の在任中から今日まで、サヴィニーの「現在

ローマ法体系」を読む研究会が続いている。サヴィニーが引用しているローマ法のラテン語法文を全て翻訳するという、途方もない研究会である。現在は、福岡大学の野田さんと龍谷大学の児玉さんが中心になって九大で開催されているが、これは本当に勉強になる。わたしは、つい思いつきで小手先の解釈論をしようとするが、この研究会は、法学の深さを実感させてくれる。

原島先生の退官後は、わたしが院生とドイツ民法の文献を読むようになった。先生のような指導をすることはできなかつたが、一緒に勉強し楽しいときをすごすことができた。学部の講義やゼミも楽しかった。もちろん、試験の後で、単位を下さいという学生には閉口したが、大部分の学生はまじめに講義を聞いてくれたし、ゼミでもある程度期待にこたえてくれた。ゼミ旅行も今では楽しい思い出である。ゼミのコンパでは、酔っ払ってゼミ生に家まで送ってもらったこともある。九大の院生・学生には本当に感謝している。研究補助室の美しい女性の方々にも本当にお世話になった。彼女らの援助がなければ、コンピューター音痴のわたしは研究を続けることができなかつたであろう。

九大法学部からは得るばかりで、ほとんど何も寄与することができなかつたことをお詫びし、法学部のますますの発展を祈念して、お礼の言葉に代えさせていただきます。

(写真は法科学院演習室での最終講義)

九州を離れるにあたって

大出 良知

16年前に九州大学に赴任したときのことを、昨日のことのように思い出します。過ぎてしまえば、アッという間の16年間でしたが、他方では、ずいぶん長い16年間もありました。

それでも、最初のゼミに参加してくれた何人かの学生達の顔は、今でも鮮明に思い出します。彼らとは、まだ、再審で無罪になって10年も経っていないなかつた免田事件の検証作業をやったと思います。事件のあった人吉までみんなで出かけ、学生の発案で、夜になって現場近くまででかけてみたところ、住民の人に怪しまれ、「警察に通報するぞ」と怒られたりもしました。

その後も、私のゼミに参加してくれる学生達は、教室での議論ばかりではなく、外へ出て生きた法律の現場から学ぶこ



土井教授から花束

とが好きな連中が多かったように思います。その中には、事件報道のあり方が問題になっていた頃、実際の社会部の新聞記者の取材活動がどんなものなのか見た上で、報道の問題を考えたいと言い出したことがありました。

さすがにそれは無理だろうと思ったのですが、新聞社の親しい知人に相談してみたところ、「困ったなー」と言いながらも、一週間、学生が、社会部記者に張り付いて、取材活動を「取材する」ことを認めてくれました。もちろんその取材記録は、貴重なレポートとしてまとめられました。

そのようなユニークな学生達の活動の記録は、毎年、私製の論集にまとめられていました。その中には、報道の問題のように、未熟ではあっても、他に類例を見ない貴重なレポートもあり、何とかもっと幅広い人たちに読んでもらいたいと思うことも多く、いろいろなメディアに取り上げてもらうこともしました。

免田事件の無罪から10年経った年に実施したアンケート調査の法律雑誌への投稿、一度再審開始が認められながら現在はそれが取り消されてしまっている大崎事件の現地調査や模擬裁判の新聞やテレビでの報道、事件報道についての活動のNHKの「メディアは今」での報道、福岡や九州一円の法廷の様子を傍聴して歩いた記録は、ブックレットとして2回も公刊することができました。

それに、いち早く、本格的な裁判員裁判の模擬裁判も行いました。無作為で抽出した市民の人たちに協力していただき、貴重な資料をまとめることができ、私が参加していた制度設計のための司法制度改革推進本部の検討会に提出したりもしました。

まだまだ思い出せばキリのない多くの学生達との交流は、私にとっても貴重な財産になりました。しかし、16年間に溜まった不用なものも多いように思います。まだ元気なうちに、もう少し違った経験をしてみたいと思います。

皆さん、ますますのご活躍を祈りつつ九州を離れることにさせていただきます。ありがとうございました。

「惜別の辞」

熊谷 健一

「おいクマちゃん、お茶でも飲みに行かないか？」と上司から声を掛けられたのは、2年余りにわたる法律改正の業務を終えて、本来の審査業務に戻って間もないある日のことだった。「お茶を飲みに……」は、人事(異動)の話があるという役所の隠語？であることは知る人ぞ知ることで。案の定、喫茶

店に行くやいなや、まず、「九州に行かないか？」との一言。私の所属していた役所は、九州には部署もポストもないで、怪訝な？顔をしていたところ、「大学の法学部なんだ。」と謎めいた？一言を。予想もしていない成り行きに、法(ほう)と工(こう)を聞き違え、「工学部？」と問い合わせた私に、上司は、「まさか、クマちゃんに工学部から声が掛かるわけなんかないだろう。」と噛み合わない？会話が続き、苦い？コーヒーを飲んだことを昨日のことのように覚えている。

それまで、九州(福岡)にお邪魔したのは、わずか2回だった。最初は、大学時代の工場見学旅行で熊本と大分にお邪魔し、その後、「周遊券」で九州を1周したが、九大に友人がいたので、工学部食堂で食事をした記憶がある。その後は、九州にお邪魔する機会がなかったが、九大に赴任することとなる前年に、法律改正の説明会で福岡にお邪魔し、美味しいおさかなを前に、「福岡はいいですねえ。こんなところで仕事ができれば最高ですねえ。」と叫んでいたとか(本人の記憶は全くないが)。

私にとって、九州(福岡)は、遙か彼方の存在であり、生まれて初めて東京を離れ、大学の教員生活を送ることになるとは、まさに「青天の霹靂」であったが、当初3年間の「出向」のはずが、13年もの歳月を過ごすことになるとは。その間、素晴らしい多くの方に出会い、貴重な経験をたくさんすることができたことは、いい意味での「予想外の出来事」だった。赴任早々の4月から講義を担当したこと、留学経験も海外赴任の経験もない人間が英語で講義をしたこと等々、今思えば相当無謀な？ことをしてしまったかとも思うが、懐かしい思い出になっている。30代後半から40代という多感な？「若年寄」時代を過ごした九大での体験、経験を大切にし、これからも微力ながら、努力をしていくことを九大でお世話になった方々へのお礼とさせて戴きたい。

短くも樂しき3年間

中窪 裕也

私が九州大学に赴任したのは2004年の4月。わずか3年間の在籍でしたが、皆さんに暖かく接していただき、今は慣れ親しんだ家族の元を去るような気分です。発足したばかりの法科大学院の専任教員として労働法等の授業を担当したほか、六本松の「現代の政治と法」、学部の演習と労働法の講義、法学府の授業と論文指導、LL.M.コースの英語の授業、月に一



直江教授から花束



野田教授から花束

度の社会法研究会など、九大のさまざまな教育・研究活動を経験することができました。もともと福岡県人ですが関東での生活が長かったので、学生の皆さんが九州の言葉でしゃべるのがとても新鮮で、うれしくなってしまいまして(教室や食堂などでついニヤニヤして怪しまれたかもしれません)。夏の夕方がいつまでも明るいのも、ああ九州だなあと実感したものです。今回、また関東に戻ることになりましたが、この3年間でしっかりと充電され、新たな気持ちで頑張ることができそうです。九大のますますの発展をお祈りしますとともに、研究会等でまた箱崎におじゃまするのを楽しみにしています。どうもありがとうございました！

九州大学の思い出 キョウ ニンニン

帰国直前に、一昨年4月に開いていただいた法学部歓迎会のことを思い出しました。当時福岡で百年ぶりに地震が発生したばかりで、私がこの歓迎会でした挨拶の最後の言葉は、皆様のご平安を祈りますということでした。幸いにこの二年間に皆様は無事に過ごしてこられました。

特殊な歴史をもつ日本国立大学(旧帝大)は、私と何かの「縁」があるようです。20世紀80年代前半、私は一番北の北海道大学で院生として留学したがありました。その後、研究あるいは集中講義のために、短期的に関西と関東の京都大学と東京大学にも行ったこともあり、そして、最近の2年間、教授として一番南の九州大学に勤めてきました。

20年余りも日本に関係しながらほとんど日本語を使えなかった私にとっては、九大で日本語で自分の専門ではない中國国内法を教えることになったのは、確かにひとつのチャンレンジでした。最近ある友人から、日本で学部生に教える場合に、質問したり質問させたりということはしないほうがいいと言われました。残念ですが、これをわかったのは少し遅すぎたようです。

九州大学文系合同図書室の施設が古くて、時々本が探しにくいこともあります。歴史の本が多く集まっているので、歴史に興味がある私にとっては、本当に恵まれた環境でした(中央図書館および六本松分館などもよく利用しました)。九大に居た間に、数百冊の本を楽しく読むことができました。

15年前に、私は中国語で『現代日本司法透視』という本を

書きましたが、この2年間に日本の司法改革の最新動向を観察する機会を得ました。先月の新聞記事には、法律事務所への就職を目指す司法修習生の4分の1が就職先を確保出来ない懸念が出ており、今後も就職難は続くとみられると。ところが、法科大学院の教育を通じてさらに司法試験合格者を増やすということは、今後日本の司法改革と法学教育にどのような影響を与えるのでしょうか、気になりますね。

昨年、九州大学法学部の英語コースで勉強していた一人の中国留学生が、日本語が分からぬにもかかわらず、中国の新聞で日本弁護士制度についての紹介をしました。これは、日本の弁護士はほとんどすべて政府や大企業の保守的な代理人だというイメージになっていました。私はその文章の間違っている所を率直に指摘したところ、かつて私の教え子だったこの留学生がすごく反省したということもありました。

北京大学に戻って、国際法と人権法の教育と研究を続けていくと同時に、日本と中国との相互理解を深めるためにも、何かの役に立ちたいと思っています。

この2年間に、九大法学部の諸先生、事務の方々、研究補助室の方々、図書室の方々、および清掃を担当する方々に本当にお世話になりました。改めて感謝申し上げます。

(注:3月15日付で移られましたので、歓送会にはご出席になれませんでした)

スタッフ、教員の方々が、一丸となって協力し、すばらしい内容のものに仕上げていく様子を、何回も目にしました。

これは、学生・事務スタッフ・教員の間に、信頼関係があつて初めて成り立つことのように思ひ、そしてこれは九大法学部のひとつ大きな財産であるように感じます。

法科大学院ができ、大学が法人化し、大学移転を控え、さまざまな難題に直面し、特に、教員や事務スタッフの方々が、自分を見失ってもおかしくないほど多忙を極める現在であつても、その財産は失われていないと思います。また、これからも失われることはない信じ、願っています。

九大法学部では多くのことを学ばせていただきましたが、中でも強く自分が学んだと感じることは、人を信じること、まっすぐでいることと、心にゆとりを持つこと、そして自分自身をも信じること、前向きにものを見ることの大切さです。それらをもって初めて有意義な仕事ができ、他人とも信頼関係が築け、結果、有意義な人生も送れるのだと、痛感しています。

九大法学部に頂いた恩をかえすだけの仕事をしないまま、大学を移ることを、とても心苦しく思っています。そして、最後まで、よい講義ができなかったことを、学生の皆さんには申し訳なく思っています。にもかかわらず、そんな私をあたたかく送り出してくださる九大法学部の学生(最後の授業では驚きのあまり涙こそ流しませんでしたが、とても感激いました)、教員、事務のスタッフの皆さんのお懐のふかさに、ここから感謝します。

そして、九大法学部で学んだことを忘れることなく、新天地で頑張りぬき、自らも周囲とよき信頼関係を築けるよう努力し、学問的成長をもって、将来、恩返しをすることができれば、と願っています。

8年3ヶ月の間に学んだこと
八田 卓也

1999年の1月1日に赴任して以来、8年と3ヶ月の間、九州大学法学部にてお世話になりました。
あっという間の8年3ヶ月でしたが、教員としてはじめての赴任先が九大法学部であったこともあり、九大法学部には、教員として、大学人として、また、人間として、多くのことを学ばせていただき、育てていただきました。

九大法学部に在籍していて、強く感じたことは、学生と教員、また、教員と事務のスタッフの方々との間の距離が、とても近いということです。自らも、ゼミ等を通じ、学生とのすばらしい出会いを経験しましたし、研究補助室をはじめとする事務のスタッフの方々には、本当に大変にお世話になりましたが、九大で開催される学会の運営や、大学説明会、学部パンフレットの作成、L & Pセミナーといった行事を、学生、事務ス



植田教授から花束

ゼミや講義の責任を果たすのが精一杯でしたが……

上間 正敦

昨年春に赴任してわずか1年間の短い期間でした。当初から期限付きという任期は分かりきってはいたものの、結局、自ら受け持ったゼミや講義への責任を果たすのが精一杯で、学府の方々とも緊密なお付き合いはかなわず、広い見識に触れる機会を逃してしまったようで、幾分の心残りがある、と

いうのが正直なところです。しかし、8年間にわたる「沖縄プログラム」を中心となって引き受けた下さいました国際政治学の石田正治教授をはじめ、政治学の先生方には、少なからず沖縄の基地問題等を通して意見交換ができ、また、様々な指摘をいただき、ありがとうございます。

ご承知のように、我が国は戦後、日米の安全保障体制の中で約40年ぶりとなる大幅な在日米軍基地の再編を昨年の日米合意に基づき経験していますが、日本の安全保障のあり方をめぐって、日米関係はどうあるべきか、近隣のアジア諸国との関わりはどう構想すべきかなど、結局、本質的な議論が積み残され続けているのが現状ではないでしょうか。こうした中で、米軍基地が集積する沖縄にあっても今回の米軍再編は、基地返還の期待の高さとは裏腹に、なんら課題解決にいたっていないという認識が強く、県民の間には不透明感、閉塞感といった感情が覆っているのではないか。自公政権と協調路線をとる現県政であっても、日米合意を100%支持しているわけではない状況で、沖縄以外の国内米軍基地受け入れ自治体も含めて、その苦悩は今後も続くものと思われます。

いずれにせよ、この九州大学での経験を通して、今後、我々マスメディアに属するものが、多くの英知を集めた研究者の方々からいかに現実社会への「解」を導き出せるかという多



石川教授から花束

くのヒントもいただきました。マスメディアの一員として、主体的な生活者として今後も現実社会の不合理をただしていきたいと身を引き締めております。若干、手前味噌になりますが、沖縄プログラムを通して得られた九州大学への御札を兼ねて、沖縄タイムス福岡支社より1975年から約30年間の弊紙縮刷版を図書館へ寄贈させていただくことをご報告いたします。本当にありがとうございました。



退職された
佐々木学生第3係長



歓送会風景

日韓社会内処遇シンポジウム開催される

平成18年11月19日に福岡サンパレスホテル＆ホール（福岡市）において、「日韓社会内処遇シンポジウム～共に生きる明日へ」が開催されました。更生保護関係法の全面改正がまさに実現されようとしているわが国において、時機を得た企画となりました。このシンポジウムは、九州大学大学院法学研究院と龍谷大学矯正・保護研究センターの共催によるもので、研究者のみならず弁護士、保護観察官及び保護司などの実務家延べ70人を超える方々が出席し、活発な議論が交わされました。

シンポジストとして、韓国から、尹龍奎・江原大学法科大学教授、吳英根・漢陽大学校法科大学教授、成雨濟・法務部保護局少年第2課長、金英順・韓国更生保護公団本部保護チーム長が招かれ、国内からは、安形静男・宮崎産業経営大学法学院教授（元保護観察官）、佐々木光明・神戸学院大学法学院教授及び本研

究院の土井が報告しました。また、土井が全体のオーガナイザー、崔鍾植助教授が通訳を務めました。本シンポジウムによって、韓国では、一般的成人犯罪者を対象とした保護観察制度の歴史が浅く、対象者の監視による犯罪防止に力点が置かれているのに対し、日本では、対象者のケースワークを重視する実務的努力が重ねられてきたことが明らかにされました。他方、満期釈放者に対しては、韓国のはうが福祉的援助に手厚く、また、ボランティアによる支援活動などの点においても基盤が充実しているなど、日韓の更生保護制度の特色・長短を浮かび上がらせるに十分なものとなりました。報告内容は当日配布の報告集に収録されていますが、同報告集には、韓国及び日本の更生保護施設訪問調査の成果も収められています。（土井政和記）

これからよろしく

民法の赤松秀岳教授が岡山大学から、比較法の遠藤歩准教授が東京都立大学から、民事訴訟法の上田竹志准教授が久留米大学から、商法の清水円香准教授が京都大学大学院から、民法の原恵美准教授が慶應義塾大学大学院から、民事訴訟法の堀野出准教授が香川大学から、労働法の山下昇准教授が久留米大学から、それぞれ赴任されました。教授会の平均年齢がぐっと若返りました。これからよろしくお願ひします。



民法解釈の「おもしろさ」を知ってほしい

赤松 秀岳
あかまつ ひでたけ

専攻は民法で、九大では法科大学院のほか、法学部、法学府でも授業を担当します。同志社大学大学院で勉強した後、徳島文理大学、熊本大学法学部、熊本県立大学総合管理学部、岡山大学法科大学院に勤務し、さまざまな法学教育に携わってきました。この経験を生かし、九大では、まず第一によりよい教育に努力したいと思っています。

研究テーマは、物権と債権を区別するなど、今日の民法体系の基礎となる考え方が、どのように形成されてきたかです。サヴィニーというドイツの法学者を中心に研究してきました。この研究を授業で直接とりあげることはあまりないと思いますが、この研究が様々な問題をめぐる私自身の考え方のバックボーンを成しています。

民法学習では、条文や判例のルール、あるいは学説に従い、自分で事案を解決できるようになることが目標です。その解決は、法的判断である以上、正義に適って公平で、関係者に受け入れられるものでなければなりませんが、そのような解決は一つではなく複数あります。民法学習は決して無味乾燥な暗記物ではありません。解決を求め様々な角度から事案を考えることの「おもしろさ」を学生の皆さんに知ってもらえるような教育に努力します。

人生の基礎固めをしましょう

上田 竹志
うえだ たけし

昨年度までは3年間、久留米大学法部に勤務しておりました。学部、大学院とも九州大学で過ごしましたので、久しぶりに母校へ帰る機会をいただけたことを、嬉しく思っております。

専攻は民事訴訟法、すなわち民事裁判のルールです。日常の社会生活ではあまり馴染みがないかもしれません、民事訴訟には、人ととのやり取りや、交渉に関する智恵が凝集されていると言われ、取り組み方次第で、非常に魅力的な学問領域になると思います。ただ、私自身、研究者としてもまだ半人前の身ですので、学生の皆様に「これ」と自信を持ってお伝えできるものがあるわけではありません。皆様とともに、研鑽に励んでゆきたいと思います。

学部の4年間に、何に対してどれほど打ち込めばベストな学生生活と呼べるのかは、私自身定見がありません。しかし、周りを見ても自らを顧みても、学生時代に学んだことは、その後の自分の視点や思考パターンの基礎になるようです。そのような人生の基礎固めをするのに必要な、高質な情報が、九州大学には十分に蓄積されていると思います。ぜひ一緒に多くを学んでゆきましょう。今後ともよろしくお願ひいたします。



世界へ向けて知を発信

遠藤 歩
えんどう あゆむ

本学の博士後期課程修了後、東京都立大学助教授を経て、今春から比較法を担当することになりました。

現在、保証人保護法理の比較法的研究に取り組んでいます。ドイツやフランスの過去および現在の法を参照しながら、将来的には、保証契約を双務契約と構成して保証人を保護する理論を組み立てられるのではないかと考えております。もともと、主として私の能力不足から、筆がなかなか進まず、その意味では大変苦しい毎日です。

それはともかく、現在のグローバル化の時代においては、一般に、日本法を外国法と比較検討する必要性がますます増大しているように感ぜられます。九州大学が、今までと同様に、これからも世界へ向けて知を発信する一大拠点たりうるよう、微力の限りを尽くす所存です。

未だ至らぬ点は多々ございますが、どうか今後とも宜しくお願いいたします。

学問を楽しみましょう

清水 円香

しみず やまとか

大阪出身で、関西以外の地域に住むのは初めてですが、福岡は、街の人も元気でやさしく、とても暮らし易くて良いところだなと感じています。

私は、商法を専攻しており、特に、会社法を研究対象としています。会社法

はビジネスに関わる法律であるため、企業活動の進展とともにその規制もめまぐるしく変化します。時には、何が正しく・合理的であるかという理念さえ、10年もしないうちにがらりと変わってしまうこともあります。このように常にあわただしいのが会社法の特徴の一つなのですが、会社経営の健全性の確保という要請に十分に応えると同時に、効率的なビジネスの促進にも繋がりうるバランスのとれた制度を模索していくことは、現代の会社法研究の醍醐味であると私は考えております。

商法・会社法は技術的な側面が多く、難解に感じるかもしれません、それは前述のようにビジネスの実務を反映しているからにはかありません。こうした規制の背後に存在する生き生きとした実務の動きを感じながら商法・会社法上の問題を検討する楽しさを、学生のみなさんと共有したいと思っています。若輩者ではありますが、みなandanと比較的年齢が近いということを生かして、気さくに、楽しみながら勉強できる環境づくりができればと考えております。どうぞよろしくお願い致します。



どうぞよろしく

堀野 出

ほりの いする

私の専門は民事訴訟法で、最初に研究に取り組んだのが民事訴訟の当事者というテーマです。大雑把に言えば、民事訴訟において当事者とはいかなる者がなるべきか、またその者は訴訟においてどのような役割を果たすべきかといった問題です。現在は、ここから関心を広げて、多数当事者訴訟に取り組んでいるところです。民事訴訟は、社会関係およびそこで形成された法律関係を背景に起こされますが、一つの訴訟事件に利害関係を有する主体は争い合っている当事者だけではないことが実際は多く、それらの主体のうちどの範囲の者をどのように手続に関与させるかが重要かつ厄介な問題として浮かび上がります。訴訟参加や共同訴訟といったかたちで論じられていますが、これを超えて判決の効力の範囲にも検討課題は及び、これらの問題を処理するための理論枠組みを構築することが当面の課題です。



出身地は広島で、大学時代は京都で過ごし、最初の勤務先である四国・高松を経由して、福岡にやってまいりました。住むのははじめてですが、古くからの知人に福岡出身者がたくさんいて話をよく聞いてましたので、一度は住んでみたいと思っていました。実現できて大変喜んでいます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

学ぶ面白さを共有しましょう

原 恵美

はら めぐみ

慶應義塾大学法学部卒業後、同大学の修士課程、次いで博士課程に在籍し、研究してきました。私が研究対象としている民法は、市民生活の全体を規律する基本法典であるとともに、個人それぞれの一生のあらゆる場面に関係してくる法律です。

その民法が、大きな変革期を迎えています。たとえば、成年後見法(平成11年)、消費者契約法(平成12年)、動産債権譲渡特例法(平成10年制定、平成16年改正)、公益法人制度改革関連三法(平成18年)といった民法を修正する特別法・特例法が次々と誕生しただけではなく、平成16年には、民法の一部(前3編)が現代語化されました。今後、債権法の抜本的な改正も控えています。

これは、100年以上前にできた民法が、国際化、情報化、高齢化や科学技術の発展などに対応するために変わってきたものですが、とりもなおさず、そもそも「民法」とは、いったいどのような法典なのかという根本的問題に行き当たる契機でもあると思います。このような変革期の民法をタイムリーに学ぶ面白さと、様々な議論を通じて刺激をうける喜びを皆さんと共に共有したいと心から思っておりますので、宜しくお願い致します。



母校は新鮮です

山下 昇

やました のぼる



5年間勤務しておりました久留米大学から、本学に赴任してまいりました。本学は、私にとって学部・大学院・日本学術振興会特別研究員の11年間(1991年から2002年)をすごしてた母校で、とても慣れ親しんだ場所ですが、新しい世界に飛び込む新鮮な気持ちに変わりはありません。やっぱり緊張しますし、わくわくします。

私の研究対象とする労働法は、労使紛争の解決という実践的目的を有する法領域です。ですから、労働法の知識が必要になるときは、職場でトラブルに遭遇したということですので、そうした事態はできることなら避けたいものです。しかし、残念ながら、職業生活を通じて一切のトラブルにあわないというのもなかなか難しいことですから、労働法の知識は知っておいて損はありません。

近年、雇用労働を取り巻く環境の変化に伴い、労働法も大きく変容しようとしています。学生のみなさんの多くは、これから雇用労働というフィールドのプレイヤーになるわけですから、そのルールをしっかりと身につけていただきたいと思います。そして、ゼミや講義では、既存の雇用ルール(法律・判例)の問題点について、一緒に議論していきましょう。よろしくお願ひいたします。

法学研究院 タイ国司法府と国際交流協定を締結

平成19年2月6日(火)、九州大学法学研究院は、
タイ国司法府との間で国際交流協定(法務研修協力に関する覚書)を調印しました。

九州大学法学研究院では、これまでタイ国の大学、法曹界と長年にわたり、留学生の受け入れ、教員の交流など、様々な国際交流を行って来ました。この度、タイ国司法府から日本の環境法およびそれにかかる裁判、訴訟などについて様々な角度から広く学びたいとの要請を受け、今回の覚え書きが調印されるにいたりました。



タイ国の環境に関するこれからの裁判、行政および訴訟などの参考にし、日本の環境法、環境行政、環境訴訟などに対する理解を深めることなどを目的に、九州大学法学研究院の環境法を専門とする教員が、タイ国司法府の裁判官、職員に対し日本の環境法に関する講義を行います。今後は協力する範囲を広げ、日本他の法律に関する研修なども実施していく予定です。

当日、Panya Thanomrod最高裁判所長官、Wattanachai Chotechutrkul最高裁判所総括判事、Phinij Susoaraj司法府事務次官らが法学研究院長室を訪れ、直江眞一法学研究院長らと会談した後、双方の間で協定の調印が行われました。Panya Thanomrod長官は「九州大学で学んだ留学生がタイの法曹界で大変活躍している。九州大学との協定を通してタイ国の法整備が充実することを願っている」と述べ、また、直江研究院長も「九州大学をパートナーとして選んでいただき光榮に思っている。双方の理解がさらに深まるこことでしょう」と今後の期待を語りました。

調印の後、一行の訪問を受けた梶山総長は、「国を超えた環境協力は非常に重要になっている。アジア指向を掲げている九州大学としてこの協定が充実したものになることを願っている」と話し、本協定に期待を寄せました。

その後、本協定に基づく法務研修受託契約に則り、平成19年3月5日から3月16日までの2週間、箱崎キャンパスにおいて環境法に関する研修を実施しました。

日本における環境法、環境行政、環境訴訟などに関する理解を深めることを目的に、環境法を専門とする教員がタイ国司法府の最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所等の裁判官(25名)に対し、日本の環境法に関する講義を行いました。400名を超える応募

者の中から、試験により厳選された裁判官の方々は、熱心な受講態度で、各講義に参加しておられました。

本研修の内容には、講義だけでなく現場視察というプログラムもあり、諫早湾干拓事業視察、産業廃棄物処理場見学などを担当弁護士からの説明も受けながら実施したり、福岡高等裁判所において実際の裁判の傍聴、裁判官との意見交換なども行いました。

日本とタイ国裁判制度の違いなど、裁判官同士の活発な意見の交換がなされました。また、研修初日には、ファカルティ・クラブにおいて歓迎会も実施し、法学研究院の教職員との交流も深めることができました。



本研修については、平成19年5月21日より2週間、第2グループ(20名)が来校し、研修を受ける予定となっております。

写真左上 事務局貴賓室内で(左から5人目:Panya Thanomrod 最高裁判所長官、左から6人目:梶山千里総長、左から7人目:直江法学研究院長)

写真右 歓迎会における、タイ国女性裁判官の皆さん

法学部教員の著書 (著者が紹介しています)

2006年4月～2007年3月刊行のもの(刊行順)。

書名・編著者・発行年月・出版社・税込価格の順です。

『憲法学の現代的論点』

安西文雄・南野森ほか著(2006年4月)有斐閣・3990円

統治および人権にわたって、憲法上重要な現代的論点を体系的にとりあげた考究の書である。本書を構成する16章は、既に取り上げられている問題点を考究したものもあれば、これまであまり取り上げられてこなかった新しい問題点を提起しつつ検討したものもある。各章の末尾に相互リファレンス、参考文献、考察問題を配し、演習書の体裁をとるが、どの章も研究論稿として味読に値する。一步深めて憲法を学ぼうとする学生に薦めたい。(安西)

『西洋法制史学の現在』

小山貞夫先生古希記念論集刊行会編(2006年5月)創文社・21000円

東北大学名誉教授小山貞夫先生の古希を記念した論文集。

ローマ法・ドイツ法・イングランド法・アメリカ法を対象とする論文7篇からなる。直江の執筆した、「assize of novel disseisin 成立史再考」は、コモン・ローの形成を従来のように封建裁判権あるいは地方的裁判権との対抗関係において捉えるだけでなく、学識法(ローマ法・教会法)との対抗關係あるいはその影響下に捉え直そうとする試みの一つ。(直江)

『法の支配——オーストリア学派の自由論・国家論』

阪本昌成著(2006年6月)勁草書房・3465円

国家のもつ強制力を最小化するには、どうすればよいか?本書はこの疑問に回答しようと、「自由とは何であるか」「国家とは何であるか」「法とは何であるか」等々、広大無辺な概念に挑戦し、悪戦苦闘しています。本書の出発点は、人間の知識は限られている、という見方にあります。この見方が、「法の支配」とどう関係しているか、それは本書を読んではじめてわかることでしょう。(阪本)

『市民法学の歴史的・思想的展開—原島重義先生傘寿』

河内宏・田中教雄ほか編(2006年8月)信山社出版・19950円

原島重義九州大学名誉教授の傘寿を記念した全19編からなる論文集です。大学院で原島先生から指導を受けた編者等のほか、関係の深い諸先生から寄せられた論考を、第一部「市民法学の基礎理論」、第二部「市民法学の諸問題」としてまとめています。いずれの論考も、「近代私法学の形成と現代法理論」という課題設定を受け継ぎ展開するものです。巻末に、原島先生の自著解題付研究業績一覧を収録しています。(田中)

『民事救済過程の展望的指針』

川嶋四郎著(2006年8月)弘文堂・7140円

前著『民事訴訟過程の創造的展開』に引き続いだ、私がこれまで「救済法」の視点から、民事手続過程(民事訴訟過程、民事執行過程および民事保全過程)の主要な論題について研究し公表した論文を全面的に書き改めて、また、新たな比較救済法の章を書き下ろして、研究書としてまとめたものです。民事手続過程が、いかに人間的視点から再構築できるかについて論じており、単に手続論だけではなく、裁判官論および弁護士論も含んでいます。(川嶋)

『現代日本の地方自治』

今村都南雄編著(2006年9月)敬文堂・4515円

現代日本の地方自治について、その歴史を含む、体制、法制度、政治、財政、計画、職員、市民関係などに着目して、多面的に概説した書である。全体を通じて、わが国の地方自治に関するバランスのとれた包括的な把握を可能とする。

「第11章自治体計画行政の理論と現実」を嶋田暁文が担当している。(嶋田)

『差止救済過程の近未来展望』

川嶋四郎著(2006年9月)日本評論社・7140円

近時、民事差止事件については、大きな展開を予感させる裁判例が相次ぎ言い渡されていますが、損害賠償という金銭的救済と比較して、差止めによる救済は、日本では、まだ十分な展開を見てはいません。そこで、本書では、差止訴訟・執行過程のほぼ全論点について、特に救済の枠組となっている最高裁判例の批判を含めて、網羅的に研究し、差止救済の優位性と手続過程・手続結果における救済実現とに関する近未来展望を行っています。(川嶋)

『ドイツ行刑法(第三版)』

クラウス・ラウベンタール著土井政和・堀雄訳(2006年11月)財団法人矯正協会・4500円

本書は、ドイツ行刑法に関する教科書の全訳である。原著どおり全脚注をそのまま付すと共に、巻末に文献目録及び現行ドイツ行刑法を付録として添付し、読者の便宜をはかっている。著者は、ビュルツブルク大学教授で高等裁判所裁判官を務めておられる。共訳者の堀雄氏は、九大法学院のご出身で、東京矯正管区長を務められた後、現在は矯正協会理事長の職にあられる。「行刑法の基本構造」で九大から博士(法学)の学位を授与されている。(土井)

『求められる人権救済法制の論点』

内田博文著(2006年12月)解放出版社・1260円

国連が採択したパリ原則に基づく国内人権機関の設置を国連規約人権委員会が日本政府に対し勧告してかなりが経過した。しかし、人権擁護法案は現在、国会再上程の目途が立たない状況にある。鳥取県人権救済条例も無期限凍結された。マスメディア等をはじめとして強い批判が加えられたからである。問題はこれらの批判をどのように評価すべきかである。そこで、本書では、これらの批判を取り上げ、検討を加えることによって、国民、県民に対して判断材料を提供することとした。(内田)

『少年審判制度が変わる——全件付添人制度の実証的研究』

福岡県弁護士会子どもの権利委員会編(2006年12月)商事法務・4620円

福岡県弁護士会が全国に先駆けて取り組んでいる少年事件における「全件付添人制度」に関する研究書です。武内は、比較法の部分で、ドイツ少年司法における弁護人の役割と機能を論じています。貴重な実証研究の成果も盛り込んでいる本ですので、興味をおもちの方は是非ご一読ください。(武内)

『刑務所改革——刑務所システム再構築への指針』

菊田幸一・海渡雄一編著(2007年2月)日本評論社・4935円

本書は、受刑者が人間として自信と誇りをもって社会に復帰することが国民全体の利益になることを主張する。2006年5月に施行された受刑者処遇法を端緒とする刑務所システムの再構築に向けて、問題点を提示し、具体的な指針を示している。土井は、本書第5章「社会復帰のための処遇」を執筆した。(土井)

『総説現代ハンセン病医学』

大谷藤郎ほか編集(2007年2月)東海大学出版会・7140円

本書は、「第一部 基礎医学の進歩」、「第二部 診断と治療の現在」、「第三部 ハンセン病対策」からなる。ハンセン病医学の現状について文字通り総説するものである。ただ、ハンセン病医学、あるいはハンセン病学全体を把握するためには、人権を中心とした諸問題についても記述する必要があることから、内田博文の執筆による「ハンセン病と日本国憲法」や、牧野正直の執筆による「絶対隔離政策の成立と世界の医学界からの乖離」という項目も設けられた。(内田)

『名著から探るグローバル化時代の市民像——九州大学公開講座義理』

九州大学政治哲学リサーチコア編(2007年3月)花書院・2500円

本書は、2006年度後期に実施された市民公開講座の講義録です。九州大学政治哲学リサーチコアのメンバー9名に加え、外部講師の佐伯啓思・京都大学教授が講義を担当しました。九州大学は全国的にみても、政治哲学を専門とするスタッフが充実しています。その個性を活かして、アリストテレス『政治学』や福澤諭吉『文明論之概略』といった古典を読みつつ、グローバル化時代にふさわしい市民像について考えていく、という講座を企画した次第です。幸い、20歳代から80歳代にわたる受講生の皆さんからは、好意的な評価をいただきました。その講義録である本書は、専門家以外の方にも十分楽しめる内容に仕上がっていると思います。(岡崎)

『自主規制の公法的研究』(九州大学法学叢書1)

原田大樹著(2007年3月)有斐閣・6510円

これまで公法學が主として考察対象としてきたのは、国家が一定の行為義務を設定し、究極的には刑罰などによってその実効性を担保する「規制」作用です。これに対して本書は、こうした要素が欠けているにもかかわらず私人が規制に服しているように見える「自主規制」をテーマとし、その特質を明らかにした上で、自主規制に対する規範的な要請と、自主規制論が公法學に与える理論的インパクトを素描する作業を行っています。(原田)

法学部の行事短信

(2006年10月4日～2007年4月6日)

- | | |
|---|--|
| <p>① 2006年10月4日(水) ……2年生学習ガイダンス</p> <p>② 10月6日(金) ……読売新聞社寄付講座講義開始</p> <p>③ 10月18日(水) ……法科大学院FD
「学生の履修状況について」</p> <p>④ 10月25日(水) ……法科大学院FD
「新司法試験の結果と今後の教育方針について」</p> <p>⑤ 11月3日(金) ……徳本鎮名誉教授紫綬褒章受章</p> <p>⑥ 11月13日(月) ……九州・熊本・鹿児島・琉球4大学法科大学院連繋調印式(於:本学法科大学院)</p> <p>⑦ 11月29日(水) ……法科大学院FD
「入学予定者に対する学修準備指導等について」ほか</p> <p>⑧ 11月27日(月)・28日(火) ……九州3法科大学院教育連携シンポジウム
「法科大学院における教育連携の新たな可能性」(テレビ会議システムを利用して3大会場を結んで開催)
1日目
開会の辞 緒方直人鹿児島大学法科大学院長=鹿大会場
各大学学長挨拶
趣旨説明「九州3法科大学院における教育連携の概要と展開」川嶋四郎(九大)=九大会場
基調講演1「法科大学院における教育連携についての期待と展望」清水潔(文部科学省)=九大会場
模擬授業「インターネットと法」岡田正治(九大)=九大会場・リーガル・クリニック田中俊夫(熊大)=熊大会場
「法情報論」佐野裕志・米田憲市(鹿大)=鹿大会場
「刑事訴訟法」大出良知(九大)=九大会場
2日目
基調講演2「司法制度改革と法科大学院」
ダニエル・フット(東大)=鹿大会場
基調講演3「法学教育とITの活用」ルーク・ノテッジ(シドニー大学)=シドニーから発信
基調講演4「法科大学院教育における実務技能教育の可能性」菅原郁夫(名大)=熊大会場
第1部パネルディスカッション「法科大学院教育におけるIT利用」岡田・永田均(琉大)・山本悦夫(熊大)・原田卓(熊大)・菅原・フット・佐藤光次郎(文部科学省)・ノテッジ・米田(司会)
第2部パネルディスカッション「IT利用による法律実務の展開」
西山芳喜(九大)・小野義美(熊大)・田中・米田・フット・宮城哲(流大)・ノテッジ・川嶋(司会)
総括:山中至(熊大)・高良鉄美(流大)
閉会の辞 野田 進九州大学法科大学院長</p> <p>⑨ 2007年1月24日(水) ……法科大学院FD
「学生の履修状況について」</p> | <p>⑩ 1月29日(月) ……講演:「フランスにおける新しい『法治国』論:法における語の地位及び継承についての認識論的考察」リュック・ホイシュリンググリール第二大学公法学教授(フランス語:通訳・南野森助教授)</p> <p>⑪ 2月18日(日) ……講演:「日中関係－過去・現在・未来－」
郭承敏(天津社会科学院客員教授)</p> <p>⑫ 2月22日(木) ……法学院FD
「大学院教育の『実質化』について」</p> <p>⑬ 2月28日(水) ……タイ司法省と法学研修調印</p> <p>⑭ 2月28日(水) ……法科大学院FD
「学生の履修状況について」ほか</p> <p>⑮ 3月5日(月) ……タイ司法省法学研修開始</p> <p>⑯ 3月5日(月) ……読売新聞社インターンシップ開始</p> <p>⑰ 3月15日(木)・16日(金) ……日中法教育シンポジウム
報告【中国側】
「公務員の憲法教育体制に関する比較研究」
韓大元(中国人民大学法学院教授・常務副院长、同日本法研究所所長、憲政行政法治研究センター主任、中国憲法学研究会常務副会长)
「中国の裁判官の養成研修制度及び課題」
胡錦光(中国人民大学法学院教授・院長代理、同憲政行政法治研究センター主任、同『法学家』雑誌副主编、同MPA主席教授、同教育センター主任)
「公務員の法律素養の変化およびその意義について」莫于川(中国人民大学法学院教授、同憲政行政法治研究センター執行主任、中国行政法研究所所長)
【日本側】
「日本における公務員の法的素養強化の実務と課題」木佐茂男(九州大学大学院法学研究院教授・中国憲政行政法治研究センター客員教授・弁護士)
「学校教育における法教育の現状と課題」北川善英(横浜国立大学教育人間科学部教授)
「自治体職員の法務研修の現状と課題－自治体法務論・政策法務論をめぐって」
福士明(札幌大学法学部教授)</p> <p>⑱ 3月22日(木) ……法科大学院FD
「学生の履修状況と今後の支援方法」</p> <p>⑲ 3月22日(木) ……法学部教職員懇親会</p> <p>⑳ 3月29日(木)～4月2日(月) ……法学院・法科大学院外部評価実施
(ペロニカ・テーラー氏・大野 誠氏)</p> |
|---|--|

法学部入学式挙行される

- ㉑ 4月1日(日) …… 法科大学院入学式
- ㉒ 4月1日(日) …… ベロニカ・テラー先生法科大学院新入生に対し講演「法律家として閥門を超えて」

- ㉓ 4月5日(木) …… 学部入学式
- ㉔ 4月6日(金) …… 大学院入学式



法学部 キャリアデザイン講座

法学部就職支援委員会は『キャリアデザイン委員会』と改称しました。もちろん、当初の趣旨を活かして「就職支援」を中心に行なうことは変わりませんが、それだけではなく、在学生の進路選択のためのさまざまなサポート活動を総合的に行なうことにしたためです。

第1回目 5月16日(水曜日)午後2時50分開始・6時頃まで

講師:阿部道明教授・八谷まち子准教授・田中孝男准教授

第2回目 5月30日(水曜日)午後2時50分開始・6時頃まで

講師:出水薰教授・五十嵐麻里子教授・加留部貴行准教授

学生諸君の参加をお待ちしています。

4月5日学部入学式が挙行されました。当日は、午前中に福岡国際センターで全学の入学式が行われた後、各学部に戻ってオリエンテーションが行われました。

法学部においては、中講義室に新入生が集まり、直江眞一学部長の挨拶の後、出席教員を紹介し、江口学務委員長から「履修ガイダンス」を行いました。その後法政学会とLPセミナーについて笠原准教授から、法科大学院について野田法科大学院長から、同窓会について酒匂教授から、松法会について増永弁護士から、ローライブリープロジェクトについて大橋准教授からそれぞれ説明があり、学生証を受け取って解散となりました。新入生は改めて大学生としての自覚を持ったようでした。

一方、それと平行して、昨年に続き保護者説明会も開催されました。こちらは、100名以上の保護者の方が出席され、法学部の履修方法や現状の説明を真剣に聞いておられました。



上:中講義室で学部長あいさつ
下:満席の保護者説明会



学部卒業生進路状況(女子内数)

大学院進学者

67 (25)

就職先

野村證券	6	(3)	鹿児島県	1	(1)	日本オフィスシステム	1	(1)
福岡銀行	4	(1)	兼松	1	(1)	日本漢字能力検定協会	1	(1)
TOTO	4	(1)	キヤノン	1		日本金属工業	1	
九州電力	3	(2)	九州経済産業局	1		日本生命保険	1	
トヨタ自動車	3	(2)	九州石油	1		ノダ	1	
福岡市	3	(3)	九州大学	1		パラマウントベッド	1	(1)
富士通	3	(2)	九州労働金庫	1	(1)	肥後銀行	1	
三菱重工業	3		共栄火災海上保険	1	(1)	広島地方裁判所事務官	1	(1)
西日本旅客鉄道	2	(1)	熊本県	1	(1)	福岡家庭裁判所	1	(1)
九州旅客鉄道	2	(1)	熊本市	1	(1)	福岡簡易裁判所	1	(1)
西日本シティ銀行	2	(1)	熊本ファミリー銀行	1	(1)	福岡空港ビルディング	1	
日立製作所	2	(1)	グリーンランドリゾート	1	(1)	福岡高等裁判所	1	(1)
福岡県	2	(2)	経済産業省	1	(1)	福岡国税局	1	(1)
プレナス	2	(1)	古賀市	1		福岡地方検察庁	1	
三菱UFJ信託銀行	2	(1)	西部ガス	1		福岡地方裁判所	1	(1)
三菱商事	2		佐世保市	1		福岡中央銀行	1	
CBリチャードエリス	1	(1)	システム情報	1		福山通運	1	(1)
J A共済福岡県支部	1	(1)	衆議院事務局	1		富士ソフト	1	(1)
JFEスチール	1		商工組合中央金庫	1		富士通アドバンスソリューションズ	1	(1)
N E C	1	(1)	商船三井	1		法務省更生保護官署		
N I コンサルティング	1	(1)	スバル合同設計	1	(1)	福岡保護観察所	1	(1)
NTTデータ	1	(1)	住友商事	1	(1)	ボッシュインジャパン	1	
NTTドコモ九州	1	(1)	双日	1		松下電器産業	1	(1)
NTT西日本	1		損害保険ジャパン	1	(1)	みずほ銀行	1	(1)
S B I 証券	1		大京住宅流通	1	(1)	みずほフィナンシャルグループ	1	
TVQ九州放送	1		大和証券	1	(1)	三菱電機	1	
Y K K A P	1		中外製薬	1		三菱東京UFJ銀行	1	(1)
あいおい損保	1	(1)	中国電力	1		宮崎家庭裁判所	1	(1)
アテイン	1		電通テック	1		三好不動産	1	(1)
有明工業高等専門学校	1		東京海上日動火災保険	1		楽天	1	(1)
インテック	1	(1)	東京電力	1		リクルート	1	(1)
愛媛県	1		東京日動海上火災保険	1	(1)	ロイヤル・ハウジング	1	(1)
大分市	1	(1)	東芝	1		計	136	(72)
オービック	1		東芝テック	1	(1)			
岡山県	1	(1)	長崎家庭裁判所	1				
鹿児島銀行	1		西日本鉄道	1				
鹿児島地方裁判所	1	(1)	日興コーディアル証券	1	(1)			
鹿児島読売テレビ	1	(1)	日本IBM共同ソリューションサービス	1				

編集後記

ここに九州大学法学部ニュース第4号をお届けします。今回は、先生方の異動が多く、新鮮な顔ぶれが揃ったのは喜ばしいのですが、出て行かれる先生方の今までの功績を考えると内心複雑なことがあります。ともあれ、異動時期が若干異なった韓先生・フォーグル先生以外の皆様には、お忙しい中原稿をお寄せいただきました。改めて感謝申し上げます。

本号についても、寄稿していただいた教員、写真を提供していただいた研究補助室、さまざまにご協力いただいた事務を含めた皆様に改めて感謝します。お気づきの点は遠慮なくご指摘ください。なお、卒業生進路状況は、本人が届け出たものの集計で、必ずしも100%判明している訳ではありません。

(大橋 将 ohashi-sho@law.kyushu-u.ac.jp)